

株式会社確認検査機構プラン 21
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程

目次

第1章 総則

- 第1条 趣旨
- 第2条 基本方針
- 第3条 技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域
- 第4条 技術的審査の業務を行う範囲

第2章 技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

- 第5条 所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼
- 第6条 適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼
- 第7条 技術的審査の依頼の受理及び契約
- 第8条 技術的審査の依頼の取下げ
- 第9条 所管行政庁から依頼される技術的審査

第2節 技術的審査の実施方法

- 第10条 技術的審査の実施方法
- 第11条 適合証の交付等

第3章 技術的審査料金

- 第12条 技術的審査料金

第4章 審査員

- 第13条 審査員
- 第14条 秘密保持義務

第5章 技術的審査の業務に関する公正の確保

- 第15条 技術的審査の業務に関する公正の確保

第6章 雑 則

- 第16条 帳簿の作成及び保存方法
- 第17条 帳簿及び書類の保存期間
- 第18条 帳簿及び書類の保存及び管理方法
- 第19条 事前相談
- 第20条 電子情報処理組織に係る情報の保護
- 第21条 国土交通省等への報告等

附則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この技術的審査業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社確認検査機構プラン 21（以下「機関」という。）が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の長期優良住宅建築等計画の法第 6 条第 1 項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査は、認定基準（技術的審査の対象となる住宅が存する所管行政庁の定める基準を含む。）への適合性について、公正かつ適確に実施するものとする。

(技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第3条 技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務を行う区域については、株式会社確認検査機構プラン 21 住宅性能評価業務規程によるものとする。ただし、業務区域については設計住宅性能評価の業務を行う区域とする。

(技術的審査の業務を行う範囲)

第4条 機関は、株式会社確認検査機構プラン 21 住宅性能評価業務規程に記載されている住宅性能評価を行う住宅の種類について技術的審査の業務を行うものとする。
2 機関は、関係所管行政庁が定める区分のものについて技術的審査の業務を行うものとする。

第2章 技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第5条 所管行政庁に認定を申請する前に技術的審査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者（以下「代理者」という。）は、機関に対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提出図書」という。）を、正副 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式 1 号の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）
 - (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 20 年国土交通省令第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 項で定める認定申請書（第一号様式）
 - (3) 技術的審査の対象となる住宅の設計図書等（規則第 2 条第 1 項の表に定める図書その他機関が技術的審査のために必要と認める図書（以下「技術的審査添付図書等」という。))のうち、技術的審査の依頼がされた認定基準の区分に応じ必要となる設計図書等。
- 2 設計住宅性能評価を同一の機関に同時に申請する場合においては、技術的審査添付図書等のうち設計住宅性能評価添付図書と重複するものは省略することができる。
 - 3 新築に係る認定を受けようとする場合において、設計住宅性能評価書が既に交付されている住宅について技術的審査の依頼をする場合においては、設計住宅性能評価書又はその写しの添付があれば、技術的審査添付図書等のうち設計住宅性能評価添付図書と重複し、かつ、評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）に定められた基準以外の認定基準の審査に要しないものは省略することができる。
 - 4 第 2 項及び第 3 項の場合における設計住宅性能評価添付図書は、技術的審査添付図書等として扱う。
 - 5 機関は、技術的審査用提出図書の受理について、電子情報処理組織（機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と依頼者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ）の使用又は磁気ディスク

(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。) 受理によることができる。尚、電子文書の取り扱いは第20条によることとする。

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

第6条 依頼者又は代理人(以下「依頼者等」という)は、第11条第1項の適合証の交付を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合において、機関に変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者等は機関に対し、次の各号(機関において直前の技術的審査を行っている場合にあっては、(3)を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式3号の長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書
- (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
- (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

2 前項の依頼において、第5条第5項の規定を準用する。

(技術的審査の依頼の受理及び契約)

第7条 機関は、第5条又は第6条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。

- (1) 技術的審査を依頼された住宅の所在地が、第3条の業務を行う区域内であること。
- (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 機関は、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 依頼者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者等に技術的審査用提出図書を返却する。

4 機関は、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者等に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者等と機関は別紙技術的審査業務約款に基づき契約を締結したものとする。

5 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 依頼者等は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると機関が認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに機関に提出しなければならない旨の規定
- (2) 依頼者等は、機関が認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 別記様式2号の適合証の交付前までに、依頼者等の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者等は、双方合意の上定めた期日までに機関に変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものと機関が認める場合にあっては、依頼者等は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定
- (4) 機関は、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日(以下「業務期日」という。)を定める旨の規定
- (5) 機関は、依頼者等が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
- (6) 機関は、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者等に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定

- (7) 依頼者等が、その理由を明示の上、機関に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると機関が認めるときは、機関は業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) 機関は、依頼者等の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
- (9) 機関は、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

(技術的審査の依頼の取下げ)

第8条 依頼者等は、前条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届（別記様式6号）を機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、機関は、技術的審査の業務を中止し、求めがある場合に限り技術的審査用提出図書（副本のみ）を依頼者等に返却する。（但し、副本には「抹消」印を押印し返却する。）

(所管行政庁から依頼される技術的審査)

第9条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行うものとする。

第2節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

第10条 機関は、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第13条に定める審査員に技術的審査を実施させるものとする。

- 2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。
 - (1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。
 - (2) 技術的審査を依頼された長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合しているかどうかを確認する。この場合、地震保険の割引のために地震に対する安全性の確保に関して免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に係る適合審査の依頼があった際には、当該基準に適合しているかについて審査を行う。
 - (3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該住宅が認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。
- 3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者等に説明を求めるものとする。

(適合証の交付等)

第11条 機関は、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合すると認めるときは、別記様式2号の適合証（第6条による依頼の場合は別記様式4号の適合証（変更））を依頼者等に交付するものとする。

- 2 前項の適合証の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。
 - (1) 適合証交付番号 別表「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号
 - (2) 適合の範囲 技術的審査を行った認定基準の区分
 - (3) (2)に関連して免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に係る適合審査の依頼があった際に、当該基準に適合している場合はその旨を明示するものとする。
- 3 機関は審査員の技術的審査の結果、依頼に係る長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないと

きは、その旨の通知書（別記様式 5 号）を依頼者等に交付するものとする。

- 4 機関は前各項の規定する適合証及び図書の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。尚、電子文書の取り扱いは第 20 条によることとする。

第 3 章 技術的審査料金

（技術的審査料金）

- 第 12 条 機関は、技術的審査の実施に関し、別に機関において定める技術的審査料金を徴収することができる。
- 2 機関は、前項の技術的審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。
- 3 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第 4 章 審査員

（審査員）

- 第 13 条 機関は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第 13 条に定める評価員（機関の職員以外に委嘱する評価員を含む。）で、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者（以下「審査員」という。）に技術的審査を行わせるものとする。
- 2 審査員が、技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品質確保促進法別表中欄に掲げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。
- 3 法第 6 条第 1 項第 3 号にいう地域における居住環境の維持及び向上に関する技術的審査については、地域における居住環境にかかる制限への適合を審査するものであることから、指定確認検査機関の確認検査員による審査補助を得て行うものとする。

（秘密保持義務）

- 第 14 条 機関の役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 技術的審査の業務に関する公正の確保

（技術的審査の業務に関する公正の確保）

- 第 15 条 機関は、機関の役員又はその職員（審査員を含む。）が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該住宅に係る技術的審査を行わないものとする。
- 2 機関は、機関の役員又はその職員（審査員を含む。）が、技術的審査の依頼に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該住宅に係る技術的審査を行わないものとする。
 - （1）設計に関する業務
 - （2）販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - （3）建設工事に関する業務
 - （4）工事監理に関する業務
- 3 機関は、その役員又は職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが当該機関の役員又は職員（審査員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員（審査員を含む。）が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないものとする。
 - （1）技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場

合

- (2) 技術的審査の依頼に係る住宅について、前項の(1)から(4)までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第6章 雑 則

(帳簿の作成及び保存方法)

第16条 機関は、次の(1)から(9)までに掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる住宅の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる住宅の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査料金の金額
- (7) 第11条第1項の適合証の交付番号
- (8) 第11条第1項の適合証の交付を行った年月日又は第11条第3項の通知書の交付を行った年月日
- (9) 技術的審査を行った認定基準の区分

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

3 技術的審査の依頼と設計住宅性能評価の申請を同一の機関にする場合は、第1項の記載事項で住宅性能評価の帳簿と重複した内容については、記載を省略とすることができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第17条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第16条第1項の帳簿 技術的審査の業務を廃止するまで
- (2) 技術的審査用提出図書（所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。）及び適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から5事業年度
- (3) 審査機関が審査業務の全部を廃止した場合において、業務を継承する機関がある場合は帳簿及び書類の保管を引き継ぐ。

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第18条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあつては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。尚、電子文書の取り扱いは第20条によることとする。

(事前相談)

第19条 依頼者等は、技術的審査の依頼に先立ち、機関に相談をすることができる。この場合において、機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

2 機関が、技術的審査の依頼より以前に、前項の相談に対応した場合は、その相談料

を請求することができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第20条 機関は、電子情報処理組織による依頼の受理並びに適合証及び図書の交付と電子文書の保存・管理方法については、「平成26年10月29日制定 一般社団法人住宅性能評価・表示協会 企画運営委員会決定 住宅性能評価業務における評価申請書等の受理、評価書の交付、書類の保存に係る電子文書の利用に関する方針」によることとする。

(国土交通省等への報告等)

第21条 機関は、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

(附則)この技術的審査業務規程は、令和3年1月1日より施行する。

制定 平成21年2月27日

改正 平成23年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 平成29年12月20日

改正 平成30年1月23日

改正 平成30年7月1日

改正 令和元年7月18日

改正 令和3年1月1日

別表

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○』

| | |
|---------|--|
| 1～3桁目 | 登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる） |
| 4～5桁目 | 登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 |
| 6～9桁目 | 適合証交付日の西暦 |
| 10桁目 | 1：新築 2：増築・改築 |
| 11桁目 | 1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等 |
| 12～16桁目 | 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。） |

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

(株式会社確認検査機構プラン21 宛)

依頼者の住所又は主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準の区分】

- 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に係る適合審査を受けようとする場合
□免震建築物 □耐震等級2 □耐震等級3）
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
- 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
- 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
- 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
- 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

【設計住宅性能評価申請の有無（新築のみ）】 □有（□同一の機関 □他機関） □無

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】

【建築工事着手予定年月日】

【住宅の位置】

【住宅又は建築物の名称】

【住宅の建て方】

| | |
|---------|------|
| ※受付欄 | ※料金欄 |
| 年 月 日 | |
| 第 号 | |
| 依頼受理者氏名 | |

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
3. 工事種別において該当するもの（新築、増築・改築）に○を付けて下さい。
4. 技術的審査を依頼する認定基準の区分については、所管行政庁が定める区分の全てを依頼することとしてください。
5. 地震に対する安全性の確保に関して免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合することを適合証に表示することを希望する場合はいずれかを選択してください。

記載例

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書
(新 築 / 増 築・改 築)

○年 ○月 ○日

(株式会社確認検査機構プラン21 宛)

依頼者の住所又は主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称代理者の住所又は主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準の区分】

- 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に係る適合審査を受けようとする場合
□免震建築物 □耐震等級2 ■耐震等級3）
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
- 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
- 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
- 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
- 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

【設計住宅性能評価申請の有無（新築のみ）】 □有（□同一の機関 □他機関） ■無

【認定申請先の所管行政庁名】 千代田区長

【認定申請予定日】 ○年○月○日

【建築工事着手予定年月日】 ○年○月○日

【住宅の位置】 東京都千代田区○丁目○番

【住宅又は建築物の名称】 ○○邸

【住宅の建て方】 一戸建ての住宅

| | |
|---------|------|
| ※受付欄 | ※料金欄 |
| 年 月 日 | |
| 第 号 | |
| 依頼受理者氏名 | |

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適合証

(新 築 / 増 築・改 築)

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社確認検査機構プラン21 印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 住宅の位置
2. 住宅又は建築物の名称
3. 住宅の建て方
4. 工事種別
5. 認定申請先の所管行政庁名
6. 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
 - （免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合する場合）
 - 免震建築物 耐震等級2 耐震等級3
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
 - 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
 - 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
 - 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
 - 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

| | |
|-------------|-----------------------|
| 技術的審査依頼年月日 | 年 月 日 |
| 認定申請予定日 | 年 月 日 |
| 建築工事着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 適合証交付年月日 | 年 月 日 |
| 適合証交付番号 | 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇 |
| 審査員氏名 | |

記載例

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適 合 証
(新 築) / (増 築 ・ 改 築)

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社確認検査機構プラン21 印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 住宅の位置 東京都千代田区〇丁目〇番
2. 住宅又は建築物の名称 〇〇邸
3. 住宅の建て方 一戸建ての住宅
4. 工事種別 新築
5. 認定申請先の所管行政庁名 千代田区長
6. 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合する場合
□免震建築物 □耐震等級2 ■耐震等級3）
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
 - 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
 - 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
 - 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
 - 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

| | |
|-------------|-----------------------|
| 技術的審査依頼年月日 | 〇年 〇月 〇日 |
| 認定申請予定日 | 〇年 〇月 〇日 |
| 建築工事着手予定年月日 | 〇年 〇月 〇日 |
| 適合証交付年月日 | 〇年 〇月 〇日 |
| 適合証交付番号 | 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇 |
| 審査員氏名 | 〇〇 〇〇 |

長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

(株式会社確認検査機構プラン21 宛)

依頼者の住所又は主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

下記の住宅について、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第 6 条に基づき、変更の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の適合証】

1. 適合証交付番号 第 号
2. 適合証交付年月日
3. 適合証を交付した者
4. 当初適合時の工事種別
5. 変更の概要
6. 変更の対象となる認定申請書の申請日
7. 建築工事着手（予定）年月日

| | |
|---------|------|
| ※受付欄 | ※料金欄 |
| 年 月 日 | |
| 第 号 | |
| 依頼受理者氏名 | |

(注意)

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
3. 工事種別において該当するもの（新築、増築・改築）に○を付けて下さい。

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適合証(変更)
(新築 / 増築・改築)

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社確認検査機構プラン21 印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 住宅の位置
2. 住宅又は建築物の名称
3. 住宅の建て方
4. 当初適合時の工事種別
5. 認定申請先の所管行政庁名
6. 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法第6条第1項第1号関係(長期使用構造等)
 - 法第2条第4項第1号イ関係(構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)
 - 法第2条第4項第1号ロ関係(地震に対する安全性の確保)
(免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合する場合)
 - 免震建築物 耐震等級2 耐震等級3
 - 法第2条第4項第2号関係(構造及び設備の変更を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第3号関係(維持保全を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第4号関係(高齢者の利用上の利便性及び安全性)
 - 法第2条第4項第4号関係(エネルギーの使用の効率性)
 - 法第6条第1項第2号関係(住宅の規模)
 - 法第6条第1項第3号関係(居住環境の維持及び向上への配慮)
 - 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係(建築後の住宅の維持保全)
 - 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係(資金計画)

| | |
|---------------|-----------------------|
| 技術的審査依頼年月日 | 年 月 日 |
| 認定申請日 | 年 月 日 |
| 建築工事着手(予定)年月日 | 年 月 日 |
| 適合証交付年月日 | 年 月 日 |
| 適合証交付番号 | 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇 |
| 審査員氏名 | |

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社確認検査機構プラン21 印

別添の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の住宅については、下記の理由により適合証を交付できませんので、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第 11 条第 3 項に基づき、通知書を交付します。

(理由)

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
取り下げ届

年 月 日

(株式会社確認検査機構プラン21 宛)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

○月○日に依頼した長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼につきまして、下記により長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第 8 条第 1 項に基づき、依頼を取り下げます。

記

1. 依頼書提出日 : 年 月 日
2. 受付番号 :
3. 住宅の位置 :